

役員等の報酬等支給基準規程

役員等の報酬等支給基準規程

本荘双葉会規程第 18 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本荘双葉会（以下「本荘双葉会」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定により、役員（理事並びに監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について支給基準を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、職員旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める範囲内のものとする。
(1) 理事長及の報酬については、別表 1 に定める額
(2) 通勤手当については、職員給与規定（規程第 3 号）第 13 条の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
(1) 報酬等については、別表 2 に定める額
(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程（規程第 6 号）に準じて、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員（職員給与を支給した月の役員報酬を含む）に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
(1) 理事長に対する報酬については、12 月 21 日に一括で振込するものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 9 条に準じ

規程第 18 号 役員等の報酬等支給基準規程

た日とする。

2. 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、現金で支給するものとする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

ただし、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 平成 29 年 3 月 23 日制定 (平成 29 年 4 月 1 日から施行)

規程第 18 号 役員等の報酬等支給基準規程

別表 1 (理事長)

役職名	報酬の額
理事長	月額 10,000円

別表 2 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 評議員

業 務 内 容	半日につき	1日につき
評議員会への出席	3,000円	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	6,000円

(2) 理事

業 務 内 容	半日につき	1日につき
理事会等会議への出席	3,000円	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	6,000円

(3) 監事

業 務 内 容	半日につき	1日につき
監事監査への出席	3,000円	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円	6,000円

附則

平成 29 年 3 月 23 日制 (平成 29 年 4 月 1 日から施行)